

「(仮称)滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例要綱案」に対して提出
された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 26 年 12 月 19 日(金)から平成 27 年 1 月 19 日(月)までの間、滋賀県
民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき、
「(仮称) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例要綱案」についての意見・情報
の募集を行った結果、2 名の方々から 2 件の意見・情報が寄せられました。

これら意見に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわな
い範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報

2 件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

番号	提出された意見の要旨	滋賀県の考え方
1	全国で、危険ドラッグを使った者が、全く無関係の他人を巻き込んで死亡させてしまう交通事故が発生している。 滋賀県でもそのような事故が起らないように、厳しい取締りが可能な条例としてほしい。	人体に対する有害性が確認された物については「知事指定薬物」として規制することとします。 また、国が指定する指定薬物である疑いがある物品等のうち、広域的に規制する必要がある物品については、国が、製造、販売等を規制していますが、条例では、さらにその使用についても規制することとします。
2	危険ドラッグは「合法ドラッグ」、「脱法ハーブ」と称して販売されているため、「違法ではないから安全なんだ」と誤解して使用する若者も多いと聞く。 若い世代の人達に、危険ドラッグは違法であり、大変危険であることを伝え、少しでも危険ドラッグの使用者を減らすために啓発をしっかりとやってほしい。	薬物の危険性に関する正しい情報提供、教育等については、この条例で規定しており、小学校、中学校および高等学校等における薬物乱用防止教室の実施や大学等と連携した取り組み等により、若年層に対する教育、啓発の充実に努めます。